

第 114 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時

開催場所

小松マテレー株式会社本社
石川県能美市浜町又167番地

決議事項

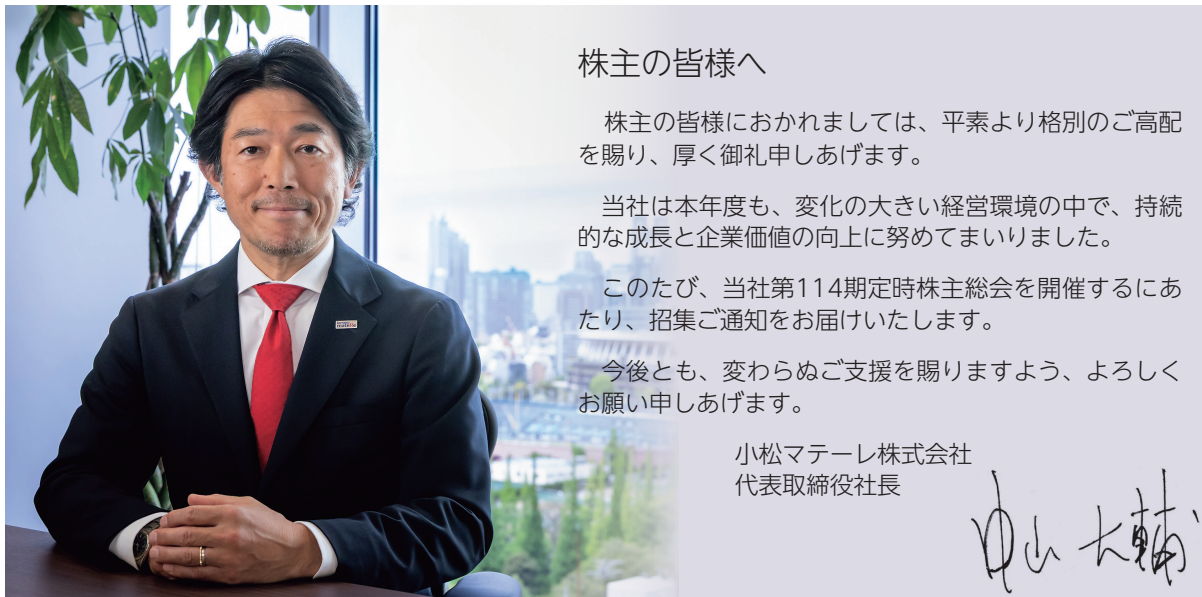
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

小松マテレー株式会社

証券コード:3580

Art in Technology
komatsumateRe





株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は本年度も、変化の大きい経営環境の中で、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいりました。

このたび、当社第114期定時株主総会を開催するにあたり、招集ご通知をお届けいたします。

今後とも、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小松マテーレ株式会社
代表取締役社長

コーポレートスローガン

Art in Technology

-芸術の工業化-

私たちは“驚き”と“感動”があふれる
新素材を創造し続ける
「化学素材メーカー」を目指します

3つの企業理念

人々の感動を
創造します

地球・社会に
貢献します

社員と共に
成長します

(証券コード 3580)

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株 主 各 位

石川県能美市浜町又167番地

小松マテレー株式会社

代表取締役社長 中山大輔

第114期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第114期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.komatsumaterere.co.jp/ir/meeting/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」ご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合、インターネット等または書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、4ページ記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、書面またはインターネット等にて**2026年6月23日（火曜日）午後5時**までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日） 午前10時（午前9時30分開場）
 2. 場 所 石川県能美市浜町ヌ167番地
 小松マテーレ株式会社 本社
 （末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項** 1. 第114期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結
 計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第114期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項**第1号議案** 剰余金処分の件

当期の期末配当を1株につき13円（年間配当27円）とさせていただきますたく存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

以下の9名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者 番号	氏名	候補者 番号	氏名
1	さ さ き ひさ え 佐々木 久 衛 <input type="button" value="再任"/>	6	おお にし ひろし 大 西 洋 <input type="button" value="再任"/> <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立"/>
2	なか やま だい すけ 中 山 大 輔 <input type="button" value="再任"/>	7	やま した しゅう じ 山 下 修 二 <input type="button" value="再任"/> <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立"/>
3	こめ たに とし やす 米 谷 俊 泰 <input type="button" value="再任"/>	8	ほり うち せつ ろう 堀 内 節 郎 <input type="button" value="再任"/> <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立"/>
4	お がわ なお と 小 川 直 人 <input type="button" value="再任"/>	9	の むら けん た 野 村 建 太 <input type="button" value="新任"/> <input type="button" value="社外"/>
5	なか むら しげ ゆき 中 村 重 之 <input type="button" value="再任"/>		

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以下の2名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者 番号	氏名	候補者 番号	氏名
1	やま もり かず き 山 森 一 喜	2	いけ みず りゅう いち 池 水 龍 一 <input type="button" value="社外"/> <input type="button" value="独立"/>

以 上

〈当日のご出席に関するご案内〉

- ◎当日は、役員及び係員は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎懇親会の開催及びお土産のご用意はございません。

- ~~~~~
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の定めにより、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告：会計監査人の状況、会社の体制及び方針
 - ・連結計算書類：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ・監査報告：連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎当社では、2026年6月5日（金）より6月12日（金）まで、株主の皆様からのご質問・ご意見をお受けいたします。株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。ご質問・ご意見の受付につきましては、当社メールアドレス（114soukai@komatsumatere.co.jp）まで、株主番号・氏名をご記入のうえ、お寄せいただきますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等の株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、速やかに当社ホームページにてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日に出席される場合



株主総会へ出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時〔午前9時30分開場〕

当日に出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時到着分まで



インターネット等によるご行使

次頁の案内に沿って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時行使分まで

詳細につきましては
次頁をご覧ください。

議決権行使の取り扱いについて

- (1) 書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- (3) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 **三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

インターネット等による
議決権行使に関する端末
の操作方法について  **0120-652-031**（午前9時～午後9時）

その他のご照会  **0120-782-031**（平日午前9時～午後5時）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使期限

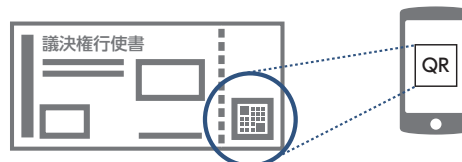
2026年6月23日（火曜日）午後5時行使分まで

スマートフォン等による議決権行使（「スマート行使[®]」による方法）

QRコードを読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が不要となります。

1 QRコードを読み取り、
スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



スマート行使[®]による方法での議決権行使は1回に限りません。スマート行使[®]によって行使した各議案の賛否を修正される場合には、下記の「パソコン等による議決権行使」をご確認ください。

パソコン等による議決権行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL：https://www.web54.net



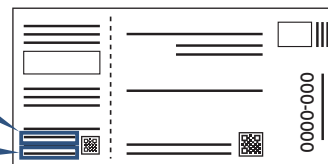
2 「議決権行使コード」と「パスワード」を入力し、「ログイン」

3 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使コード

パスワード

議決権行使書用紙イメージ（裏）



「パスワード」は一定回数以上間違えると使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※インターネットによる議決権行使を選択される場合、議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様の負担となります。

※スマートフォン・パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせは前頁記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして考え、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

連結配当性向については、親会社株主に帰属する当期純利益の40%以上を目安としながら、これを達成すべく収益基盤の強化・向上を図ってまいりました。

当期の期末配当金額については、1株につき13円（普通配当）とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金14円を加えました当期の年間配当金につきましては、前期比2円の増配となる1株当たり27円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円

総額 497,711,968円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(9名)は任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決定に際しては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位		
1	再任	さ 佐	さ 々	き 木	ひさ 久	え 衛	取締役会長
2	再任	なか 中	やま 山	だい 大	すけ 輔		代表取締役社長
3	再任	こめ 米	たに 谷	とし 俊	やす 泰		代表取締役専務
4	再任	お 小	がわ 川	なお 直	と 人		常務取締役
5	再任	なか 中	むら 村	しげ 重	ゆき 之		取締役
6	再任	おお 大	にし 西	ひろし 洋		社外 独立	取締役
7	再任	やま 山	した 下	しゅう 修	じ 二	社外 独立	取締役
8	再任	ほり 堀	うち 内	せつ 節	ろう 郎	社外 独立	取締役
9	新任	の 野	むら 村	けん 建	た 太	社外	—

候補者番号

1 さ さ き ひ さ え 佐々木 久衛

(1953年2月26日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	東レ株式会社入社	2014年6月	同社常任理事	生産本部高次加工
2001年4月	同社テキスタイル開発センター所長			技術・生産担当
2004年6月	ISTEM社／ACTEM社（インドネシア）社長兼工場長	2018年6月	同社生産本部嘱託	
		2020年1月	東レ株式会社退職	
2007年10月	PENFABRIC社（マレーシア）副社長 生産担当	2020年2月	当社経営企画室長	
		2020年6月	代表取締役社長	
2009年6月	東レ株式会社繊維加工技術部長	2024年6月	代表取締役会長	
2010年6月	同社取締役 生産本部高次加工 技術・生産担当	2026年4月	取締役会長（現任）	

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 7 / 7 回（100%）

■ 所有する当社株式の数 87,566株

■ 取締役候補者とした理由

繊維加工技術部門における豊富な業務実績と、当社取締役としての経営経験を有していることから、今後の経済及び事業環境の変化に迅速に対応し、グローバルな視点から経営効率化を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2 なかやま だいすけ 中山 大輔

(1969年10月6日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	当社入社	2017年1月	常務取締役	営業本部長兼営業企画室長
2006年10月	国際営業部長兼市場開拓室長	2017年9月	常務取締役	営業本部長兼国際営業部長
2009年6月	執行役員 国際営業部長 兼マーケティング部門長補佐 兼ファッション企画室長	2019年6月	専務取締役	営業本部長兼国際営業部長
		2020年4月	専務取締役	営業本部長
2011年6月	取締役 営業本部長補佐兼第1営業部門長	2023年6月	代表取締役専務	営業本部長
2013年2月	取締役 第1事業本部長	2024年6月	代表取締役社長	営業本部長
2014年6月	常務取締役 第1事業本部長	2025年4月	代表取締役社長	
		2026年4月	代表取締役社長	社長執行役員（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 7 / 7 回（100%）

■ 所有する当社株式の数 91,668株

■ 取締役候補者とした理由

営業部門における豊富な業務実績と、当社取締役として経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **3** こめたに としやす
米谷 俊泰 (1968年10月17日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	当社入社	2023年 4月	執行役員 生産本部長
2009年 6月	執行役員 関連事業本部長補佐 兼小松精練（蘇州）有限公司副総経理	2023年 6月	取締役 生産本部長
2013年12月	執行役員 生産技術本部長補佐 兼小松精練（蘇州）有限公司総経理	2024年 6月	常務取締役 生産本部長
2017年 9月	理事兼小松精練（蘇州）有限公司 董事長	2025年 6月	専務取締役 生産本部長
2022年 1月	執行役員 兼小松美特料（蘇州）貿易有限公司 董事長	2026年 4月	代表取締役専務 専務執行役員 生産本部長（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 7 / 7 回 (100%)

■ 所有する当社株式の数 48,049株

■ 取締役候補者とした理由

生産部門における豊富な業務実績やグローバルな経験を持ち、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **4** おがわ なおと
小川 直人 (1957年4月6日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	倉庫精練株式会社入社	2019年 9月	当社生産・技術開発本部付顧問
2004年 6月	同社取締役	2019年10月	技術開発本部長
2009年 6月	同社常務取締役	2020年 6月	常務取締役 技術開発本部長
2010年 6月	同社代表取締役社長	2024年 6月	常務取締役 技術開発本部長 兼管理本部長
2016年 6月	倉庫精練株式会社退職		
2016年 9月	当社顧問	2025年 4月	常務取締役 技術開発本部長
2017年 1月	株式会社コマクソン代表取締役社長 (2020年1月退任)	2026年 4月	常務取締役 常務執行役員 技術開発本部長（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 7 / 7 回 (100%)

■ 所有する当社株式の数 30,438株

■ 取締役候補者とした理由

技術開発部門における豊富な知識や経験を持ち、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **5** なかむら しげゆき
中村 重之 (1971年6月19日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	当社入社	2021年 4月	取締役 管理本部長代理兼内部監査室長 兼経理部長兼関連事業統括室長
2013年 2月	経理部長		
2018年10月	内部監査室長兼審査室長	2023年 4月	取締役 経営企画室長(経営企画・関連事業統括) 兼内部監査室長
2019年10月	法務部長兼内部監査室長		
2020年 2月	管理副本部長兼法務部長兼内部監査室長	2023年 6月	上席執行役員 経営企画室長(経営企画・関連事業統括) 兼内部監査室長
2020年 4月	管理副本部長兼総務部長兼法務部長 兼内部監査室長兼関連事業統括室長	2025年 6月	取締役 経営企画室長(経営企画・関連事業統括)
2020年 7月	取締役 管理副本部長兼経理部長兼 関連事業統括室長	2026年 4月	取締役 上席執行役員 経営企画室長兼関連事業本部長 (現任)

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 6 / 6 回 (100%)

■ 所有する当社株式の数 27,191株

■ 取締役候補者とした理由

管理部門における豊富な知識と経験を持ち、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **6** おおにし ひろし
大西 洋 (1955年6月13日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	株式会社伊勢丹入社	2018年 6月	日本空港ビルデング株式会社 取締役副社長執行役員
2005年 6月	同社執行役員経営企画部総合企画担当長		株式会社羽田未来総合研究所 代表取締役社長執行役員
2008年 3月	株式会社三越常務執行役員 百貨店 事業本部MD統括部長	2021年 6月	当社取締役 (現任)
	株式会社伊勢丹常務執行役員	2023年 6月	日本空港ビルデング株式会社 代表取締役副社長執行役員
2009年 6月	株式会社伊勢丹代表取締役社長執行役員	2025年 6月	株式会社羽田未来総合研究所 代表取締役社長執行役員
2011年 4月	株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 兼営業本部長	2026年 5月	SBI地方創生クリエイティブ株式会社 代表取締役社長 (現任)
2012年 2月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 代表取締役社長執行役員		
	株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員		

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 7 / 7 回 (100%)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

百貨店を含む小売業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者いたしました。また、同氏には、BtoC事業経営者としての経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。

候補者番号

7 やました しゅうじ
山下 修二 (1955年7月25日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	株式会社小松製作所入社	2012年 4月	同社執行役員 栗津工場長
1986年 10月	米国小松製造株式会社	2014年 4月	同社常務執行役員 生産本部副本部長 兼栗津工場長
2000年 10月	コマツインドネシア取締役 管理部長	2016年 4月	同社常務執行役員 生産本部副本部長 兼部品管理本部長
2005年 4月	小松山推建機総経理	2018年 7月	同社技術顧問 (現任)
2009年 4月	株式会社小松製作所執行役員 小山 工場長	2022年 6月	当社取締役 (現任)

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 7 / 7 回 (100%)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

グローバル企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏にはメーカーにおける経営者としての経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。

候補者番号

8 ほりうち せつろう
堀内 節郎 (1952年2月4日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	菅原・山田法律事務所入所
1991年 4月	堀内法律事務所代表弁護士 (現任)
2022年 6月	当社取締役 (現任)

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 7 / 7 回 (100%)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

弁護士として培われた法律知識と幅広い見識から、当社経営に対する助言・監督をいただくため、社外取締役候補者となりました。また、同氏は、社外役員となること以外での方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、同氏の知識や経験に基づき、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。

候補者番号

の む ら け ん た
9 野村 建太 (1971年5月1日生)

新任

社外

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	東レ株式会社入社	2019年 12月	東レ株式会社 スポーツ・衣料資材
2010年 3月	同社 婦人・紳士衣料事業部 婦人・紳士織物第1課長	2022年 11月	同社 婦人・紳士衣料事業部長
2014年 6月	ペンファブリック社 取締役	2026年 4月	同社 テキスタイル事業部門長 (現任)

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 ー

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

東レ株式会社で長年にわたり繊維部門に携わり、高度な専門知識を有しており、当社経営に対して有益な意見や指摘をしていただくため、社外取締役候補者としたしました。また、同氏には、繊維事業における専門的な業務経験に基づき、客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待したためであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係は以下のとおりであります。

野村建太氏は、東レ株式会社のテキスタイル事業部門長であり、当社と当社との間には、製品の売買等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 大西洋、山下修二、堀内節郎、野村建太の各氏は、社外取締役候補者であります。

3. 大西洋、山下修二、堀内節郎、野村建太の各氏の選任が承認された場合、当社は大西洋、山下修二、堀内節郎の各氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を継続する予定であるとともに、新たに野村建太氏の間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。

4. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任又は選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告3. 会社の役員に関する事項 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりであります。

5. 独立役員の要件について

大西洋、山下修二、堀内節郎の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

6. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数

(1) 大西洋氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。

(2) 山下修二及び堀内節郎の両氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

ご参考 選任後の取締役会構成及びスキルマトリックス

当社の取締役は、会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを確保しつつ、経営判断に優れた取締役により構成しており、意思決定の迅速化を踏まえ必要人員に絞った体制にしております。

また、取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、取締役候補者の指名及び選任に関する考え方と一致しております。

		企業 経営	グローバル	営業 マーケティング	生産 技術 開発	法務 リスク管理	財務 会計	労務 人材開発	ESG サステナビリティ
取締役	佐々木 久衛	○				○	○		
	中山 大輔	○	○	○					
	米谷 俊泰		○		○				
	小川 直人				○				○
	中村 重之					○	○		
	大西 洋	○		○					
	山下 修二		○		○				
	堀内 節郎					○			
	野村 建太		○	○					
監査等 委員 である 取締役	米澤 和洋				○				
	坂下 清司						○		
	横越 亜紀							○	

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である社外取締役以外の補欠の監査等委員である取締役として山森一喜氏、監査等委員である社外取締役の補欠の監査等委員である取締役として池水龍一氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	やま もり かず き 山 森 一 喜	執行役員 関連事業室長
2	いけ みず りゅう いち 池 水 龍 一	社外 独立

候補者番号 **1** やまもり かずき
山森 一喜 (1969年4月23日生)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月	株式会社北國銀行入行	2021年 3月	同行 執行役員 コンサルティング部長
2012年 4月	同行 小松南支店長	2022年 3月	株式会社CCイノベーション 取締役
2014年 4月	同行 富山南支店長兼営業統括部推進役	2023年 3月	同社 取締役常務執行役員
2017年 4月	同行 能美エリア統括店長兼寺井支店長	2025年 3月	株式会社北國銀行 常務執行役員法人部長
2020年 4月	同行 コンサルティング部 部長	2026年 4月	当社 執行役員 関連事業室長 (現任)

■ 当事業年度の取締役会への出席状況

—

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

財務・会計における豊富な知識や経験を持ち、企業経営コンサルティングとしての業務経験を有していることから、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2 いけみずりゅういち
池水 龍一

(1947年5月30日生)

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月 佐藤公認会計士事務所入所
 1972年 9月 会計士補開業登録
 1978年 3月 公認会計士開業登録
 1980年 2月 税理士開業登録

1991年 1月 有限会社池水アンドギャロッピング
 スタッフ代表取締役（現任）
 2011年12月 さわやか税理士法人代表社員（現任）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 -

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要

直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり公認会計士及び経営コンサルタントとしての業務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験と見識から、社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断し、業務執行等について客観的な監査をしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 池水龍一氏は、有限会社池水アンドギャロッピングスタッフ代表取締役であり、当社と当社との間には、事業支援業務に関する契約を締結しており、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の1%未満であります。なお、山森一喜氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 池水龍一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 池水龍一氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、当社定款の定めに基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の責任の限度額は法令が規定する額としております。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役に被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。山森一喜、池水龍一の両氏が監査等委員である取締役に就任された場合には両氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告3. 会社の役員に関する事項 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりであります。
5. 独立役員の要件について
 池水龍一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済状況は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられ、設備投資も緩やかに持ち直すなど、総じて緩やかな回復基調で推移しました。一方で、為替相場の変動、地政学リスクの長期化、物価上昇の継続などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした経済環境のもと、当社グループは、国内市場において衣料分野を中心に営業活動の強化と高付加価値商品の提案を進めるとともに、海外市場においては北米、欧州、中東及びアジア地域への販売拡大に取り組んでまいりました。衣料ファブリック分野では、欧州ラグジュアリーブランド向けファッション用途が堅調に推移し、北米向けファッションや中東民族衣装向けの増加により、総じて売上は堅調に推移いたしました。

他方、原燃料価格や資材価格の高止まり、電力料金の上昇などのコスト増加要因が収益を圧迫する状況が続きました。このような状況に対応するため、当社グループでは省エネルギー化の推進、燃料転換、生産性向上、不良ロス削減などによるトータルコストダウンの取り組みを進めるとともに、商品の品種転換や高付加価値商品の拡販、販売価格への適切な転嫁など、収益改善に向けた取り組みを実施してまいりました。

こうした環境のもと、当社グループでは、中期経営計画「KFW-2026」の達成に向け、2024年より様々な具体的施策を実行しております。当該施策の1つとして、多様化する市場ニーズに対応するため、継続的な技術開発及び新商品開発を実施し、高付加価値素材や環境配慮型商品の提案を積極的に進めてまいりました。2025年10月には低膨潤高透湿防水ファブリック「QUATTRONI TK(クアトロニー・ティーケー)」を、2026年2月には製品染めの新ブランド「TINTORIANA(ティントリアーナ)」を発表するなど、新たな付加価値素材の開発と市場提案を進めております。

加えて、資材・製品分野においては、事業ポートフォリオの見直しの一環として一部事業からの撤退や、グループ体制の再編を行うなど、収益性の改善に向けた取り組みを進めてまいりました。また、環境分野では、汚泥減容化バイオ製剤「ベリフォーマー」が「2025年度グッドデザイン・ベスト100」に続いて「第10回ものづくり日本大賞 中部経済産業局長賞」を受賞するなど、当社の環境技術が高く評価されました。

また、中期経営計画における基盤強化課題への本格的な対応として、「第2物流センター」を建設し、9月より運用を開始しております。なお、当該物流センターの竣工を皮切りに、製造環境の整備や生産性向上に向けた工場再編を進めてまいります。このように、これからも引き続き積極的な設備投資を行い、生産設備の増強、労働環境の改善及び環境に配慮した事業運営に積極的に取り組んでまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は415億63百万円（前期比5.2%増）、営業利益は25億2百万円（前期比14.7%増）、経常利益は32億8百万円（前期比13.0%増）となり、前期比増収増益となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は非上場株式の一部について投資有価証券評価損12億32百万円を計上したことにより15億円（前期比48.9%減）となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

【繊維事業】

衣料ファブリック部門に関しては、高感性・高機能素材や環境配慮型商品の提案を国内外の市場に積極的に展開し、拡販を進めてまいりました。特に海外向けでは欧州ラグジュアリーブランド向けファッション用途や北米向けファッション、中東民族衣装向け素材が売上を牽引し、部門全体としては増収となりました。

資材ファブリック部門につきましては、生活関連資材分野の受注が増加したことから、部門全体として増収となりました。

製品部門におきましては、連結子会社化により事業拡大したことから、増収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当事業の売上高は410億63百万円となりました。

【その他の事業】

物流分野の当連結会計年度の売上高は4億99百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度においては、製造関連投資を中心に32億円の設備投資を行っております。なお、これらの所要資金は自己資金をもって充当しております。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、物価上昇や原材料及びエネルギー価格の上昇が続いており、世界情勢が不安定な中において、先行き不透明な状況が続くことが想定されます。

このような足元の環境変化に即応する短期的な課題のみならず、当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画「KFW-2026」で掲げた5つの中長期的な課題に対し、グループ丸となって対処してまいります。

①海外事業の拡大

海外売上高の拡大のため、今まで培ったブランド力と実績を活かして新規市場開拓を続け、また、販売体制・拠点を整備し、衣料分野及び資材分野において国内市場も含めたグローバルな事業展開を推し進めてまいります。

②サステナブル商材・事業の推進

持続可能な社会の実現に向けた5つの課題への取り組みを加速させ、特に地球環境にかかわる課題については、社会・顧客のニーズに応えるべく優先的に取り組みます。また、環境配慮型素材群「マテレコ」の売上比率については2030年度に50%にまで拡大する目標達成のため、「環境負担低減」と「機能性」を両立させる素材の拡充を図り、新たな価値を創造します。

③製品事業の推進

創業以来培ってきた技術を用いた当社素材の感動を消費者に直接届けたいとの思いから、製品事業を推進してまいります。当社独自製品の付加価値を高めて収益への貢献度の向上を図ります。

④人材育成の強化とエンゲージメントの向上

社員の成長と働き甲斐を高め、社員が活き活きと最大限に能力を発揮するために、人材開発、柔軟な働き方及びDE&Iなど多面的な切り口からエンゲージメント向上に取り組んでまいります。

⑤製造環境の整備、福利厚生面の充実

社員が効率的な業務を遂行できるよう、福利厚生施設・サービスの整備をはじめとした働きやすい職場環境づくりや、DXを最大限に活用した生産体制の構築に取り組めます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 111 期 (2023年 3 月期)	第 112 期 (2024年 3 月期)	第 113 期 (2025年 3 月期)	第 114 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	35,438	36,670	39,526	41,563
営 業 利 益 (百万円)	1,605	1,856	2,181	2,502
経 常 利 益 (百万円)	1,683	2,643	2,838	3,208
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,118	1,843	2,934	1,500
1 株当たり当期純利益	27円86銭	46円03銭	73円42銭	38円51銭
純 資 産 (百万円)	35,878	37,937	39,701	39,889
総 資 産 (百万円)	47,548	49,998	53,026	51,942

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 111 期 (2023年 3 月期)	第 112 期 (2024年 3 月期)	第 113 期 (2025年 3 月期)	第 114 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	30,096	31,506	34,033	34,955
営 業 利 益 (百万円)	1,036	1,251	1,433	1,628
経 常 利 益 (百万円)	976	1,748	1,964	2,203
当 期 純 利 益 (百万円)	611	1,248	2,372	818
1 株当たり当期純利益	15円17銭	31円06銭	59円12銭	20円92銭
純 資 産 (百万円)	30,020	31,389	32,949	32,205
総 資 産 (百万円)	39,921	41,779	43,926	42,361

(5) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
小松美特料（蘇州）貿易有限公司	US\$3,000,000	100.0	繊維製品、環境関連製品、繊維製品等の製造設備及び部品、染料・薬品の販売
小松美特料（蘇州）諮詢有限公司	US\$100,000	100.0	繊維製品の染色後加工における技術指導
株式会社コマクソン	90 ^{百万円}	100.0	染色高次加工及びファブリック販売
株式会社コマツインターリンク	90	100.0	物流・物販及び繊維製品の企画製造販売
マテーレトレーディング株式会社	50	100.0	繊維製品・環境関連商品の販売
吉田産業株式会社	30	80.0	経編ニット生地及びニット製品の製造販売
株式会社エヌエスケーエコーマーク	10	100.0	スポーツ及びアパレル衣料のマークのデザイン製作・二次加工

- (注) 1. 小松美特料（蘇州）諮詢有限公司は2025年4月17日に設立しております。
2. 2026年1月1日付でインターリンク金沢株式会社は、マテーレトレーディング株式会社
社名を変更しております。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
繊維事業	衣料ファブリック及び資材ファブリック並びに関連品の企画製造販売
その他の事業	主に物流事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	石川県能美市
大阪営業所	大阪府大阪市
東京営業所	東京都港区
第2工場	石川県能美市
第3工場	石川県能美市
第5工場	石川県能美市
美川工場	石川県白山市

②子会社

名称	所在地
小松美特料(蘇州)貿易有限公司	中国江蘇省蘇州市
小松美特料(蘇州)咨询有限公司	中国江蘇省蘇州市
株式会社コマクソン	石川県能美市
株式会社コマツインターリンク	石川県能美市
マテーレトレーディング株式会社	石川県金沢市
吉田産業株式会社	福井県鯖江市
株式会社エヌエスケーエコーマーク	東京都新宿区

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数
男性	717 名	8名 減
女性	510	32名 増
合計	1,227	24名 増

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
男性	506 名	9名 減	38.7 歳	15.9 年
女性	329	9名 増	37.5	15.5
合計	835	0名	38.2	15.7

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 39,240,999 株 (自己株式 955,463株を含む)
 (3) 株主数 7,198 名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	3,968 千株	10.36 %
東レ株式会社	3,749	9.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,926	7.64
株式会社北國銀行	2,001	5.22
小松マテール松栄会	1,919	5.01
日本生命保険相互会社	1,284	3.35
JP MORGAN CHASE BANK 385642	1,267	3.31
三谷産業株式会社	892	2.32
第一生命保険株式会社	775	2.02
三井住友信託銀行株式会社	730	1.90

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役員及び理事に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	38,269	5
執行役員及び理事	23,698	10

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐々木 久 衛	代表取締役会長	
中山 大 輔	代表取締役社長	
米 谷 俊 泰	専務取締役 生産本部長	
小 川 直 人	常務取締役 技術開発本部長	
中 村 重 之	取締役 経営企画室長兼関連事業本部長	
大 西 洋	取締役	株式会社羽田未来総合研究所 代表取締役社長執行役員
山 下 修 二	取締役	株式会社小松製作所 技術顧問
堀 内 節 郎	取締役	堀内法律事務所 代表弁護士
西 村 友 伸	取締役	東レ株式会社 テキスタイル事業部門長 Toray Textiles Europe Ltd. 会長
米 澤 和 洋	取締役 (常勤監査等委員)	
坂 下 清 司	取締役 (監査等委員)	北陸監査法人 代表社員
横 越 亜 紀	取締役 (監査等委員)	株式会社CC1グループ 取締役 (監査等委員) 株式会社北國銀行 監査役 株式会社CCイノベーション 監査役

- (注) 1. 当社は、2025年6月20日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、常勤監査役米澤和洋氏、監査役坂下清司氏及び横越亜紀氏の任期が満了し、それぞれ取締役 (監査等委員) に就任しております。
2. 2025年6月20日開催の第113期定時株主総会において、中村重之氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役 大西洋、山下修二、堀内節郎、西村友伸、坂下清司、横越亜紀の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、米澤和洋氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役 大西洋、山下修二、堀内節郎、坂下清司の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 取締役 松尾千洋氏は、2025年6月20日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって任期満了のため退任いたしました。
7. 2026年4月1日付で、取締役 佐々木久衛氏は代表取締役を退任いたしました。また、同日付にて取締役 米谷俊泰氏は代表取締役に就任いたしました。
8. 取締役 西村友伸氏は、2026年4月1日をもって辞任いたしました。
9. 監査等委員 坂下清司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の全ての取締役であり、また、当社が負う保険料全額のうち、株主代表訴訟に関する担保特約部分相当分を当該役員の自己負担としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	248百万円 (34百万円)	146百万円 (34百万円)	74百万円 (-)	27百万円 (-)	10名 (4名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20百万円 (8百万円)	20百万円 (8百万円)	-	-	3名 (2名)
監査役 （うち社外監査役）	5百万円 (1百万円)	5百万円 (1百万円)	-	-	3名 (2名)

- (注) 1. 監査等委員を除く取締役の報酬等の額は、2025年6月20日開催の第113期定時株主総会において、年額310百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2025年6月20日開催の第113期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額50百万円以内、株式上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。
2. 当事業年度末現在の人員は、監査等委員を除く取締役9名（うち社外取締役4名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、2025年6月20日開催の第113期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
4. 監査等委員会設置会社に移行する前の監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の当社第95期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2025年6月20日開催の第113期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しました。これに伴い、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築すべく、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2025年6月20日開催の取締役会において決議いたしました。

2. 決定方針の内容の概要

ア. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度は、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の助言を受けて、当社グループの連結業績、当社の株価、外部の報酬水準など客観的な視点を取り入れて設計しています。固定報酬としての「基本報酬」、グループ連結業績を反映した「業績連動報酬」及び株式報酬としての「譲渡制限付株式報酬」によって構成されています。

ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、独立した客観的立場から監督する役割を担うことから、「基本報酬」のみとしております。

なお、上記の報酬委員会とは、年に1回以上開催され、社外取締役が過半数を占めるメンバーにより構成される任意の委員会を言います。

イ. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び個人別業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ウ. 業績連動報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、役位及び連結営業利益を基準とした業績連動報酬額とし、月例の固定報酬に加算しております。

企業利益と報酬の連動による事業の成長性と収益性を高めるための貢献意欲の向上を目的に、業績連動報酬の算定基準となる指標として、営業利益を採用しております。

エ. 譲渡制限付株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して取締役会決議に基づく金銭報酬債権を付与し、それを会社に現物出資させることで、原則として毎事業年度、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に当社の普通株式を発行又は処分することにより支給し、退任までの譲渡制限を付す株式報酬としております。金銭報酬債権額は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の役位に応じて決定し、1株当たりの金額は、株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値とします。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。

オ. 基本報酬額と業績連動報酬額、譲渡制限付株式報酬の割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとして、報酬委員会において検討を行い、報酬委員会の答申内容を尊重して、代表取締役が決定するものとしております。

カ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬額決定については代表取締役に一任し、代表取締役がひとりひとりの成果や業績を評価し、報酬額を決定するものとしております。

なお、代表取締役はその権限の行使にあたって、報酬委員会が制度の内容や報酬水準の客観性、妥当性等に関して検討、答申し、定めたプロセスに従うものとしております。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
当社においては、取締役会決議に基づき代表取締役会長佐々木久衛及び代表取締役社長中山大輔が取締役の個人別の報酬等の具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の額としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 大西洋

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社羽田未来総合研究所の代表取締役社長執行役員であり、両社は当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、百貨店を含む小売業界における豊富な経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

②取締役 山下修二

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社小松製作所の技術顧問であり、同社は当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、グローバル企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

③取締役 堀内節郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

堀内法律事務所の代表弁護士であり、同弁護士事務所は当社との間には、特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

④取締役 西村友伸

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東レ株式会社のテキスタイル事業部門長及びToray Textiles Europe Ltd. 会長であり、東レ株式会社は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%であり、企業経営の経験や繊維に関する専門的な知識を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っていただくことを期待しており、それに沿った意見・アドバイスをいただいております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

⑤取締役（監査等委員） 坂下清司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

北陸監査法人の代表社員であり、同監査法人は当社との間には、特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%、監査等委員会への出席率は100%であり、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っています。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

⑥取締役（監査等委員） 横越亜紀**ア. 重要な兼職先と当社との関係**

株式会社ＣＣＩグループの取締役 監査等委員であり、同社の子会社である株式会社北國銀行の監査役並びに株式会社ＣＣイノベーションの監査役であります。なお、株式会社北國銀行と当社の間には定常的な銀行取引があり、株式会社ＣＣイノベーションに当社はコンサルティング業務を委託しております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%、監査等委員会への出席率は100%であり、人材育成戦略をはじめとする人的資本経営に関する豊富な知識と経験を踏まえ、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、有益な発言を行っています。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

(注) 当社は、2025年6月20日開催の定時株主総会の承認を得て、同日をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。坂下清司氏及び横越亜紀氏は同日付で社外監査役を退任し、社外取締役（監査等委員）に就任しております。

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の遂行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月19日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

小松マテール株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 米澤和洋 ㊟

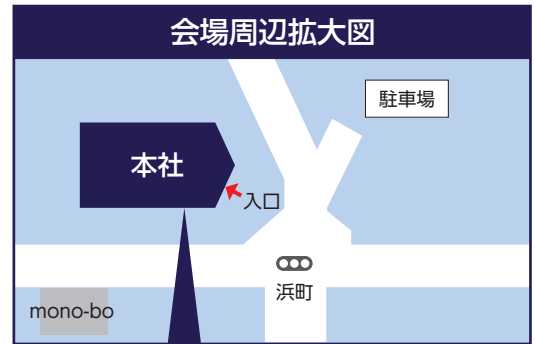
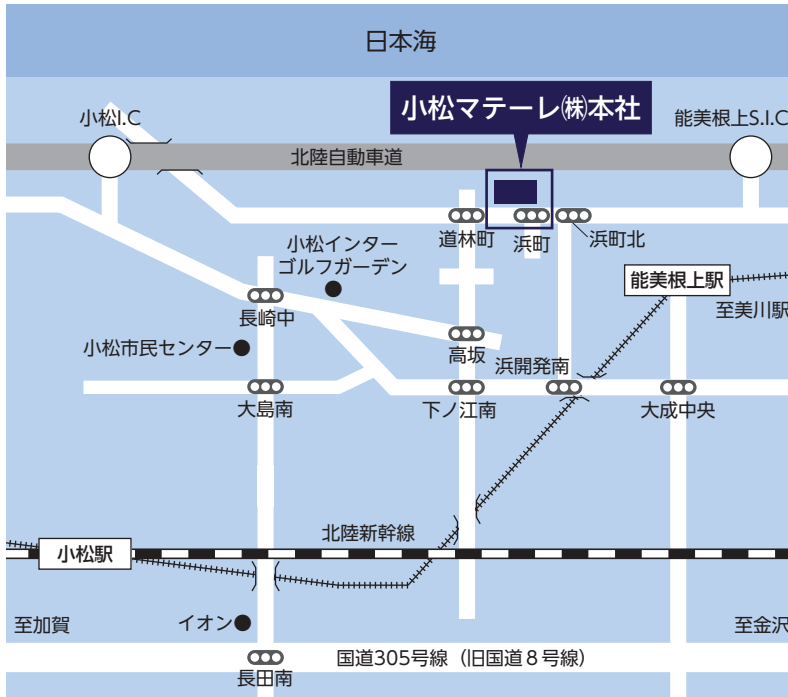
監査等委員 坂下清司 ㊟

監査等委員 横越亜紀 ㊟

(注)監査等委員 坂下清司及び横越亜紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場のご案内



会場

石川県能美市浜町又167番地 小松マターレ株式会社 本社

アクセス

<お車でのお越しの場合>

- 能美根上S.I.Cより 車で5分
- 小松I.Cより 車で5分
(本社棟横の駐車スペースをご利用いただけます。)

<公共交通機関でお越しの場合>

- 能美根上駅より 徒歩20分
- 小松駅より タクシーで15分
- 小松空港より タクシーで15分

第114期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■ 事業報告	
4. 会計監査人の状況	32頁
5. 会社の体制及び方針	33頁
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表、連結損益計算 連結株主資本等変動計算書、連結注記表	36頁
■ 計算書類	
貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書、個別注記表	48頁
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	56頁
計算書類に係る会計監査人の監査報告書	58頁

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

小松マテーレ株式会社

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	28百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社及び当社グループ各社は、企業理念に基づき、倫理・コンプライアンスの基本指針、行動規範を制定し、コンプライアンス・カードを常時携帯し、及び社会倫理の遵守を経営の根幹とすることを徹底する。
 - イ. コンプライアンス担当部署を所管するコンプライアンス担当取締役又は執行役員を任命し、全社横断的な体制の整備及び問題点の把握に努める。また、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する基本方針、実施計画・監視活動の枠組み及び重要なコンプライアンス違反等について審議・決定する。
 - ウ. 取締役・執行役員・グループ企業役員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス担当部署に報告する体制とする。また、社員が直接に報告・通報することを可能とする窓口としてコンプライアンス・カウンターを設ける。報告・通報を受けたコンプライアンス担当部署はその内容を調査し、再発防止策を協議・決定の上、全社に実施する。
 - エ. 当社及び当社グループ各社は、社会的責任及び企業理念を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関わりを一切持たず、徹底的に排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役はその職務執行に係る文書等（電磁的記録を含む）を、セキュリティ・ポリシーを踏まえて制定する社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に保存し管理する。取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。
 - イ. 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社グループにおける経営環境・企業戦略に対応したリスク管理規程を制定し、各種のリスクに応じてリスク管理責任部署を定める。また、管理部門担当取締役又は執行役員を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社のリスク管理担当部署において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。また、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理の基本方針、統制活動・監視活動の方針等を審議・決定する。

- イ. 当社の内部監査部門は、各リスク管理責任部署及びグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部門担当取締役又は執行役員及び監査等委員会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社の取締役会は、取締役会が定める経営管理機構、業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌・責任権限に基づき、各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。
 - イ. 以下の具体的対応等により、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - (ア) 職務権限・意思決定ルールの策定
 - (イ) 取締役を主な構成員とする経営会議の設置
 - (ウ) 取締役会による中期計画の策定、中期計画に基づく事業部門毎の業績目標と年次予算の設定及び月次・四半期業績管理の実施
 - (エ) 経営会議及び取締役会による月次レビューと改善策の実施
 - (オ) 経営会議構成員によるグループ企業への定期的なレビューよりグループ各社の業績目標と年次予算の設定及び業績管理を実施する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社及びグループ各社における内部統制の構築については、当社の内部統制担当部署が、当社及び当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - イ. 当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ウ. 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を統括担当部署及び責任者に報告し、統括担当部署及び責任者は必要に応じて内部統制の改善策の指導・助言を行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ア. 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制に関する規程を定めるとともに、体制整備と有効性向上を図るものとする。
 - イ. 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行うものとする。主管部門及び監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときは、その対策を講ずるものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 監査等委員会は、内部監査部門及び管理担当部門の社員に対し、監査業務に必要な事項を直接に命令することができる。
 - イ. 監査等委員会は職務の遂行上必要な場合、前項の社員を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させて業務を指示させることができる。

- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会へ報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア．代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- イ．以下に定める事項について、重大な事実を発見した場合には速やかに監査等委員会に対し報告を行う。
- （ア）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- （イ）内部監査状況、及びリスク管理に関する重要な事項
- （ウ）重大な法令・定款違反、及びコンプライアンス上の重要な事項
- ウ．取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会に上記の報告を行った者が、それによって不利な取扱いを受けないように適切に対応する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア．監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用できる。
- イ．アの費用は会社が負担するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は内部監査として、内部監査部門の専任部署体制のもと、国内外の拠点及びグループ企業における業務・運営の適切性及び効率性を中心に内部監査を実施し、その結果及びその他の情報を定期的に、また必要に応じて代表取締役社長並びに監査等委員会へ報告しております。

また、監査等委員会による監査等については、監査等委員3名（うち常勤監査等委員1名）により実施されており、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に出席するとともに、内部監査室と連携して各拠点の監査を行っております。さらに、会計監査人とは四半期毎に会計監査報告会等を通じて定期的な打ち合わせを行い、会社の内部体制及び取締役の職務執行に対し十分な監視機能を有しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして考え、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。今後の事業拡大のための設備投資等に必要となる内部留保の確保、財務状況、将来の業績などを総合的に勘案し、配当を実施いたします。連結配当性向については、親会社株主に帰属する当期純利益の40%以上を目安としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,643	流動負債	8,494
現金及び預金	9,233	支払手形及び買掛金	4,792
受取手形	1,354	未払法人税等	769
売掛金	6,676	契約負債	65
有価証券	1,292	賞与引当金	817
商品及び製品	1,700	その他	2,049
仕掛品	960		
原材料及び貯蔵品	2,128	固定負債	3,558
その他	305	退職給付に係る負債	3,177
貸倒引当金	△10	その他	380
固定資産	28,299	負債合計	12,052
有形固定資産	9,565	(純資産の部)	
建物及び構築物	3,236	株主資本	36,660
機械装置及び運搬具	3,274	資本金	4,680
土地	2,307	資本剰余金	4,610
建設仮勘定	29	利益剰余金	28,319
その他	716	自己株式	△949
無形固定資産	2,399	その他の包括利益累計額	3,086
のれん	242	その他有価証券評価差額金	2,739
その他	2,156	為替換算調整勘定	104
		退職給付に係る調整累計額	242
投資その他の資産	16,334	非支配株主持分	142
投資有価証券	15,403		
繰延税金資産	677		
その他	410		
貸倒引当金	△156		
資産合計	51,942	純資産合計	39,889
		負債純資産合計	51,942

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		41,563
売上原価		32,177
売上総利益		9,385
販売費及び一般管理費		6,882
営業利益		2,502
営業外収益		
受取利息	61	
受取配当金	166	
為替差益	2	
持分法による投資利益	394	
その他	107	732
営業外費用		
支払利息	6	
貸倒引当金繰入額	10	
その他	9	26
経常利益		3,208
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	576	578
特別損失		
固定資産除却損	71	
投資有価証券評価損	1,232	
災害損	3	1,308
税金等調整前当期純利益		2,478
法人税、住民税及び事業税	1,178	
法人税等調整額	△201	977
当期純利益		1,501
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,500

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,680	4,610	31,998	△3,830	37,458
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,066		△1,066
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,500		1,500
自己株式の取得				△1,277	△1,277
自己株式の処分		△21		66	45
自己株式の消却		△4,092		4,092	－
利益剰余金から資本剰余金 への振替		4,113	△4,113		－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△3,678	2,881	△797
当期末残高	4,680	4,610	28,319	△949	36,660

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,984	93	22	2,100	142	39,701
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,066
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,500
自己株式の取得						△1,277
自己株式の処分						45
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰余金 への振替						－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	754	10	220	985	0	986
連結会計年度中の変動額合計	754	10	220	985	0	188
当期末残高	2,739	104	242	3,086	142	39,889

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 小松美特料（蘇州）貿易有限公司、小松美特料（蘇州）諮詢有限公司、(株)コマクソン、(株)コマツインターリンク、マテーレトレーディング(株)、吉田産業(株)、(株)エヌエスケーエコーマーク

当連結会計年度において、新たに設立した小松美特料（蘇州）諮詢有限公司を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、インターリンク金沢(株)は、マテーレトレーディング(株)に社名を変更しております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 合同会社アマイケ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した関連会社の名称 (株)トーケン、根上工業(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数及び名称

持分法を適用しない非連結子会社の数 1社

持分法を適用しない非連結子会社の名称 合同会社アマイケ

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)コマクソン他連結子会社6社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 …… 主として移動平均法

製 品 …… 主として個別法

仕掛品 …… 主として個別法

原材料 …… 主として移動平均法

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外子会社は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの主要な事業である繊維事業では、染色加工並びに繊維製品の製造及び販売を行っており、これらの製品の販売においては、顧客との契約に基づいた一時点で支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断しております。具体的には、国内取引のうち、顧客との契約により、一定単位の染色加工を行い、検査が完了することにより請求権が発生する場合は当該時点（検査完了時点）、それ以外は、出荷時点で収益を認識しております。また、海外への輸出取引については、製品の船積時点で収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給により顧客から支給される原材料の加工取引については、顧客から受け取る対価の額から当該顧客に支払う額を控除した純額により収益を認識しております。

対価は通常、履行義務の充足から概ね6ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役員及び理事に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 35,519百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 39,240,999株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	517百万円	利益剰余金	13.00円	2025年 3月31日	2025年 6月23日
2025年10月30日 取締役会	普通株式	549百万円	利益剰余金	14.00円	2025年 9月30日	2025年 11月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	497百万円	利益剰余金	13.00円	2026年 3月31日	2026年 6月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み

当社グループは、資金運用については元本リスクの低い債券並びに銀行預金に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがあります。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。外貨建ての営業債権は、為替変動リスクがありますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクがありますが、定期的に時価を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、満期保有目的の債券については、主に格付けの高い債券を対象とすることにより、信用リスクの低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、支払期日が1年以内であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,999	1,967	△32
其他有価証券	8,740	8,740	—
資産計	10,740	10,708	△32
(2) デリバティブ取引（※3）	(1)	(1)	—

（※1）「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	708
関係会社株式	5,246

（※3）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しており、合計で正味の債務となる場合については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	7,082	—	—	7,082
社債	—	1,658	—	1,658
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△1	—	△1
資産計	7,082	1,656	—	8,739

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,967	—	1,967
資産計	—	1,967	—	1,967

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。また、社債は取引先の金融機関から提示された価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

為替予約は金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	繊維事業	その他の事業	計
衣料ファブリック	29,627	—	29,627
資材ファブリック	8,805	—	8,805
製品部門	2,630	—	2,630
その他	—	499	499
顧客との契約から生じる収益	41,063	499	41,563
外部顧客への売上高	41,063	499	41,563

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,042円52銭
1株当たり当期純利益	38円51銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,104	流動負債	6,896
現金及び預金	4,851	買掛金	4,299
受取手形	1,269	未払金	623
売掛金	6,066	未払費用	393
有価証券	1,292	未払法人税等	603
商品及び製品	1,480	預り金	37
仕掛品	785	賞与引当金	760
材料及び貯蔵品	1,957	その他	179
前払費用	26		
その他	383	固定負債	3,260
貸倒引当金	△7	退職給付引当金	3,028
		その他	231
固定資産	24,257		
有形固定資産	7,767	負債合計	10,156
建物	2,658	(純資産の部)	
構築物	164	株主資本	29,501
機械及び装置	2,861	資本金	4,680
車両運搬具	26	資本剰余金	4,720
工具、器具及び備品	605	資本準備金	4,720
土地	1,420	利益剰余金	20,952
建設仮勘定	29	利益準備金	746
		その他利益剰余金	20,205
無形固定資産	2,098	圧縮積立金	111
ソフトウェア	102	繰越利益剰余金	20,094
その他	1,996		
投資その他の資産	14,391	自己株式	△852
投資有価証券	10,138	評価・換算差額等	2,703
関係会社株	3,219	その他有価証券評価差額金	2,703
関係会社長期貸付金	388		
出資	0	純資産合計	32,205
破産更生債権等	2	負債純資産合計	42,361
長期前払費用	48		
繰延税金資産	534		
その他	133		
貸倒引当金	△75		
資産合計	42,361		

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		34,955
売 上 原 価		27,303
売 上 総 利 益		7,652
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,023
営 業 利 益		1,628
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
有 価 証 券 利 息	50	
受 取 配 当 金	449	
為 替 差 益	0	
そ の 他	80	590
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
そ の 他	10	15
経 常 利 益		2,203
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	576	577
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	68	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,232	
災 害 損 失	3	1,304
税 引 前 当 期 純 利 益		1,476
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	854	
法 人 税 等 調 整 額	△196	657
当 期 純 利 益		818

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,680	4,720	—	4,720	746	116	24,450	25,313
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,066	△1,066
当期純利益							818	818
自己株式の取得								
自己株式の処分			△21	△21				
自己株式の消却			△4,092	△4,092				—
利益剰余金から資本剰余金への振替			4,113	4,113			△4,113	△4,113
圧縮積立金の取崩						△5	5	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△5	△4,355	△4,361
当期末残高	4,680	4,720	—	4,720	746	111	20,094	20,952

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,733	30,981	1,968	1,968	32,949
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,066			△1,066
当期純利益		818			818
自己株式の取得	△1,277	△1,277			△1,277
自己株式の処分	66	45			45
自己株式の消却	4,092	—			—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—			—
圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			735	735	735
事業年度中の変動額合計	2,881	△1,479	735	735	△744
当期末残高	△852	29,501	2,703	2,703	32,205

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品	移動平均法
製品	個別法
仕掛品	個別法
原材料	移動平均法

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の主要な事業である繊維事業では、染色加工並びに繊維製品の製造及び販売を行っており、これらの製品の販売においては、顧客との契約に基づいた一時点で支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断しております。具体的には、国内取引のうち、顧客との契約により、一定単位の染色加工を行い、検査が完了することにより請求権が発生する場合は当該時点（検査完了時点）、それ以外は、出荷時点で収益を認識しております。また、海外への輸出取引については、製品の船積時点で収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給により顧客から支給される原材料の加工取引については、顧客から受け取る対価の額から当該顧客に支払う額を控除した純額により収益を認識しております。

対価は通常、履行義務の充足から概ね6ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役員及び理事に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	29,451百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	318百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	441百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	1,604百万円
仕 入 高	3,979百万円
営業取引以外の取引高	459百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 955,463株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
無形固定資産	431百万円
賞与引当金	238
未払事業税	42
貸倒引当金	26
退職給付引当金	951
投資有価証券評価損	393
その他	133
繰延税金資産小計	2,217
評価性引当額	△453
繰延税金資産合計	1,764
繰延税金負債	
圧縮積立金	△50
その他有価証券評価差額金	△1,178
繰延税金負債合計	△1,229
繰延税金資産の純額	534

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	㈱トーケン	（所有） 直接42.6%	建物等の建設・修理の委託 役員の委託	建物等の建設	446	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

841円18銭

1 株当たり当期純利益

20円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

小松マテーレ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞 弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧野 敏 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小松マテーレ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

小松マテーレ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞 弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧野 敏 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松マテーレ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上